

◎新潟県病院局告示第6号

新潟県の設置する病院の診療科目的指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次のように改正し、平成28年9月1日から実施する。

平成28年8月30日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改	正	後	改	正	前
病院名	診療科目		病院名	診療科目	
(略)			(略)		
新潟県立がんセンター新潟病院	内科、神経内科、 <u>緩和ケア内</u> 科、小児科、外科、消化器外 科、乳腺外科、整形外科、脳 神経外科、呼吸器外科、形成 外科、皮膚科、泌尿器科、婦 人科、眼科、頭頸部外科、リ ハビリテーション科、放射線 診断科、放射線治療科、精神 科、歯科口腔外科、麻酔科、 病理診断科		新潟県立がんセンター新潟病院	内科、神経内科、小児科、外 科、消化器外科、乳腺外科、 整形外科、脳神経外科、呼吸 器外科、形成外科、皮膚科、 泌尿器科、婦人科、眼科、頭 頸部外科、リハビリテーショ ン科、放射線診断科、放射線 治療科、精神科、歯科口腔外 科、麻酔科、病理診断科	
(略)			(略)		